

国債費の分析

町田 俊彦（まちだ としひこ 専修大学名誉教授）

＜要 旨＞

国債の大量発行が続くとともに、普通国債残高は2010年度の600兆円台から2021年度には1,000兆円台に達した。一方、一般会計の国債費は2010年度の19.5兆円から2021年度の24.6兆円への増加にとどまり、歳出総額に占める割合は2010年度の20.5%から2021年度の17.0%へ低下している。

国債費は債務償還費と利払費から成る。国債費の膨張が抑制された第1の要因は、発行する国債において超長期債の構成比が上昇、発行残高の平均償還年限（平均残存年数）が延びたことである。

第2は日銀の「異次元」の金融緩和政策により、利払費が2010年度の7.9兆円から2021年度の7.2兆円に減少したことである。安倍首相の恫喝により日銀の独立性（1997年に確保された）が喪失、2013年に物価上昇率2%のインフレターゲットを設定し、低金利で国債を銀行から大量に購入し続けた。国債の流通利回り和新発債の表面金利は2022年まで0.2%と低金利で推移した。

キーワード：超長期債／平均償還年限／インフレターゲット／日本銀行の国債買入れ／
国債の流通利回りと表面金利

地方自治にかかわる判例動向研究59

辺野古代執行訴訟第一審判決

— 福岡高那覇支判令和5年12月20日 L E X / D B 25596603 —

矢島 聖也（やじま せいや 名古屋大学大学院法学研究科講師）

＜要 旨＞

普天間飛行場の代替施設を設置するため、沖縄防衛局が公有水面埋立法42条1項等に基づいて行った埋立地の用途および設計の概要にかかる変更の申請に対し、沖縄県知事は変更を不承認とした。本件は、国土交通大臣（原告）が、地方自治法245条の8第3項に基づき、沖縄県知事（被告）に対する承認の義務付けを求めた、いわゆる代執行訴訟である。同条1項によれば、代執行等の要件として、①法令違反等の要件、②補充性要件、③公益侵害要件の3要件がすべて満たされる必要があるところ、福岡高裁那覇支部は、いずれの要件充足をも認め、原告の請求を認容した。

本稿では、主に、①につき、本件裁判所が令和5年最判等の判断に拘束されず、公有水面埋立法の本件各規定にかかる実質的審査をすべきであったこと、②につき、被告の主張する「対話」が代執行等「以外の方法」として考慮されうること、③につき、代執行訴訟における利益対立の構造に照らして、原告の主張する公益のみならず、被告の主張する公益をも比較衡量すべきであったことを主張している。

キーワード：法定受託事務／関与／代執行／公有水面埋立法／辺野古

秋田市におけるコンパクトシティ政策の揺らぎ —— 市郊外開発にむけた基本計画の策定過程における県と市の対立 ——

寺 迫 剛（てらさこ ごう ノースアジア大学講師）

＜要 旨＞

収縮する日本の最前線たる秋田県において、県民人口の約 1 / 3 が集住する秋田市で2000年代以降推進されてきたコンパクトシティ政策が動揺している。市郊外の外旭川地区大規模開発をめぐり、穂積市政は2010年代の反対から2020年代に推進へ政策転換して以降、着々と政策過程を進めてきた。本稿は2023年の展開に焦点を当てる。当初、穂積市政は同年度内に同地区開発に不可欠な地域未来投資促進法の活用を申請した上で、「秋田市外旭川地区まちづくり基本計画」策定の予定だった。しかし、この政策過程は事実上停止に追い込まれる。なぜなら、佐竹県政が制度的拒否権プレイヤーとして、国への市と県による地域未来投資促進法の共同申請に同意しなかったからである。年度末に向け激化していく市政と県政の対立は、コンパクトシティ政策と市郊外開発の整合性や、卸売市場建替え・サッカースタジアム新設・イオン主導民間施設開設の三位一体推進の是非について、正統性と妥当性が問い直された過程といえる。しかも、市民・県民の目に見える表舞台で展開されたことにも大きな意義がある。

キーワード：コンパクトシティ／まちづくり／地域未来投資促進法／拒否権プレイヤー論／秋田

意思能力に欠ける者への行政対応についての実務的考察 ～取手市における成年後見の市長申立事例を中心に～

千葉 真理子（ちば まりこ 弁護士）

＜要 旨＞

高齢化の進行に伴う認知症有病者の増加が新たな社会的課題となっているが、認知症等により意思能力を欠く者への行政対応がどうあるべきかについては必ずしも十分な検討がなされていない。本稿では、茨城県取手市において後見等開始の審判の市長申立てを行った事例を題材に、高齢者福祉について行政との連携や協働を行う弁護士の立場から、意思能力に欠ける者への行政対応について分析を行った。

行政による意思能力に欠ける者の支援には様々な契機があるが、地域住民や福祉関係者等からの情報提供が大きな役割を果たしている。民間部門からの情報提供を公的支援に繋げることにより、意思能力に欠ける者が孤立することのない地域社会を実現することが重要である。また、意思能力に欠ける者の存在や状況を把握し権利擁護のための支援を行うには、行政内部における情報共有や関係各機関の密接な連携が不可欠である。さらに、後見人の立場から見た場合、行政からの通知や、住民票の所在地、印鑑登録の際の本人の意思確認など、意思能力に欠ける者に対する行政対応について、制度面・運用面において改善すべき点も見受けられる。

行政職員の成年後見制度への理解を深めるとともに、意思能力に欠ける者についての新たな制度や運用を検討することで近い将来訪れる超高齢社会に備える必要がある。

キーワード：意思能力／認知症／成年後見制度／高齢社会／行政対応

相談という公務に非正規に従事する労働者

横山 麻衣（よこやま まい 愛知大学文学部准教授）

＜要 旨＞

男女共同参画センターの相談事業は、準法律行為的行政行為を担う公務労働であるにもかかわらず、賃金は低廉であり、無償労働も存在する。こうした相談事業を対象に、調査票および聞き取り調査を行った結果、先行研究で重要視されてきた労働組合や公契約条例による賃金の改善効果は、ほぼ無きに等しいような現状が明らかとなった。また、労働組合や指定元自治体による職務の把握や調整も行われない中、職務は拡大の一途を辿っていた。ただし、専門性が要される職務であると評価し、指定管理者の公務非正規労働者の最低賃金を規定する自治体においては、賃金の改善が実現されていた。

キーワード：非正規公務員／指定管理／相談／男女共同参画センター

「勝ったが、負け扱い」という奇妙な裁判 ——住民訴訟における権利放棄と原告の弁護士報酬

阿 部 泰 隆（あべ やすたか 弁護士、神戸大学名誉教授）

＜要 旨＞

鳴門市から漁協への協力金の支出を違法とする住民訴訟において住民が1審で勝訴した。同市は控訴し、原告勝訴で得た権利を放棄の上請求棄却を求めたが、控訴審は、権利放棄は違法・無効として、かつ一審通りこの請求を認容した。鳴門市は、上告審では協力金支給の違法性はもはや争わず、権利放棄の適法性だけを主張したところ、最高裁がこれを認めたので、原告はとるものがなく、結果として「敗訴」した。

原告は、これは地方自治法242条の2第12項にいう「勝訴」であるとして、弁護士報酬相当額を請求したところ、1、2審とも、基本事件で「敗訴」であるとして、棄却された。最高裁でも、いわゆる三行半の却下決定。

俗に「負けるが勝ち」ということわざがあるが、これは、逆に、「勝ったが、負け扱い」という奇妙な裁判である。

高裁での請求認容判決が争われず、覆っていない以上、権利放棄がなされても、弁護士報酬の点では、「勝訴」と解すべきである。判例変更が不可欠である。

キーワード：住民訴訟／権利放棄による原告敗訴／「勝訴」弁護士の報酬／
「勝ったが、負け扱い」という奇妙な裁判

2024年地方自治法の一部を改正する法律案に関する国会審議

坂 本 誠（さかもと まこと 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

＜要 旨＞

「地方自治法の一部を改正する法律」（令和6年法律第65号）の国会審議過程を整理した。同法案は「①デジタル化」「②補充的指示権の創設（国と自治体との関係の特例）」「③指定地域共同活動団体制度の創設（公共私連携）」の3項目から構成されるが、①デジタル化については、公金収納事務のデジタル化（e L T A Xの活用）、サイバーセキュリティ対策の一元化、システムの標準化・共通化と自治体の自主性・自立性との関係、自治体に対する財政支援が論点となった。②補充的指示権の創設に関しては、立法過程における地方自治体の意見の聴取・反映の状況、立法事実（個別法との関係など）、地方分権改革や地方自治の本旨との整合性、指示権行使にあたっての要件および事前・事後の手続きが議論された。③指定地域共同活動団体制度については、立法事実、地域の共助に行政の代替的役割を担わせることへの懸念、指定地域共同活動団体に関する財政措置、恣意的運用のリスクが議論の対象となった。

キーワード：地方自治法改正／国会審議／補充的指示／国と地方の関係／地方制度調査会

小規模市町村の今後の方向性

今 本 啓 介（いもと けいすけ 新潟大学法学部教授）

＜要 旨＞

本稿では、特に小規模市町村の機能を縮減する方向性が示されている中、小規模市町村において基礎的地方公共団体のあり方がどのように変化するかについて検討したいと考えている。まず、平成の大合併に至るまで、市町村中心主義が貫かれ、特に平成の大合併において基礎的地方公共団体が総合行政主体であることが求められた後、連携中枢都市圏や定住自立圏のような地方公共団体間の広域連携に方向転換された背景について確認する。その上で、広域連携に舵が切られることにより、小規模市町村である周辺市町村及び圏域外の市町村の権限が縮小されるという問題が生じ、憲法上の地方自治の本旨に反する可能性があることから、地方自治の本旨に適ようにするためには、最も適したものを市町村が自ら選択することにより権限の縮小を行う必要があると結論づけている。

キーワード：広域連携／基礎的地方公共団体／小規模市町村

地方自治にかかわる判例動向研究60

保育所条例改正の専決処分の違法性

—— 小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件 ——

（東京地判令和6年2月22日、令和4年（行ウ）第549号）

三 野 靖（みの やすし 香川県地方自治研究センター理事長・前香川大学法学部教授）

＜要 旨＞

小金井市において、議会開会中に保育園廃止条例（年齢定員の段階的廃止）を専決処分したが、議会が不承認とし、市長交代後、廃止条例を廃止する条例（募集再開条例）案も否決された事案で、利用不可処分を受けた原告が、廃止条例及び募集廃止並びに利用不可処分の取消訴訟、国家賠償訴訟を提起した事件。

判決は、廃止条例及び募集廃止の取消訴訟は却下、利用不可処分の取消訴訟は取消、国家賠償訴訟は10万円を認めた。廃止条例及び募集廃止については、現に入所していない児童は、保育を受ける法的地位になく、処分性はない。専決処分は、議決すべき緊急性が客観的に高くなく、議決を得ることが社会通念上不可能な場合でなく違法であり、違法な専決処分に基づく廃止条例は無効であり、利用不可処分は違法で取り消す。

当該事件につき提出した法律意見書をもとに論述するものである。

キーワード：専決処分／保育所廃止条例／保育所利用不可処分／段階的廃止

社会的有用性の高い地域活性化研究のあり方とは？ ～偶然性と向き合う～

嶋 田 暁 文（しまだ あきふみ 九州大学大学院法学研究院教授）

＜要 旨＞

地域活性化研究のあり方としては、「バージョンアップされた長期的タイムスパンでのプロセス研究」と「失敗要因に着目した知見導出研究」のアプローチが優れており、これらの研究から得られる知見を踏まえることが地域活性化を実現する上で有益である。加えて、「偶然性と向き合い、偶然が秘める可能性を組み込んだ地域活性化研究」という、もう一つのアプローチも求められる。一つには、偶然を考慮しないと、「成功」の説明が見つからない事例が少なくないからである。二つには、偶然が秘める可能性に着目する諸理論を踏まえたり、捉え直しを行ったりすることで、さまざまな能力・力量を持つ多様な主体を引き寄せ、そうした主体同士の相互作用あるいは地元の人々との相互作用を通じて社会的創発をもたらすためのあるべき方向性を導出できるからである。われわれは、それを手がかりに既存施策を反省し、先行事例からの学びを得ることで施策の改善・充実化を図ることができる。以上の三つのアプローチを意識的にとることで、地域活性化に関する研究の社会的有用性は高まることになる。

キーワード：失敗／偶然性（偶発性）／縁／関係人口／移住・定住